

紛争予防に対する開発援助の役割と課題 —ルワンダに対する日本のODAに関する考察—

戸田 隆夫*

The Role and the Challenges of Development Assistance toward Conflict Prevention:
Based on the Overview of Japan's ODA to Rwanda

TODA Takao

Abstract

Japanese Government as well as other donor Governments had consistently been supporting Rwandan Government under the Habyarimana Regime. In this paper, I make a focus on Japan's ODA to Rwanda before and after the genocide in 1994 to draw a clear contrast in the light of conflict sensitivity in ODA policy makers and practitioners as well as to identify persisting structural fragility and aid dependence of the country before and after the genocide.

In order that development assistance could be an effective driving force for Rwandan peace and development, the assistance shall be accompanied by sufficient conflict sensitivity with a deep insight into the intricate situation of the country, bearing in mind the above mentioned structural contrast and similarity.

1. 序

冷戦後、特に途上国において武力紛争が多発したことによって、国連や各国の開発援助機関などが紛争後の国家や社会の復興を支援し、あるいは、武力紛争の再発を防ぐために、いかなる介入を行うかという点で、いわゆる平和構築支援のあり方が問われるようになつた。

ルワンダの武力紛争の起源は冷戦より遙か前にさかのぼるが、同国における1994年の大虐殺に至る過程、あるいは、その後の過程において、同国に対する国際的な支援、特に開発援助について考察することは、現在、武

力紛争の危険を有する国、あるいは武力紛争を経験した国への平和構築支援のあり方を検討する上で重要な参考事例となる。

日本政府は、欧米各国の政府と同様に、1973年に成立したルワンダのハビヤリマナ政権を一貫して支持し、政府開発援助(ODA)事業を積極的に展開した。筆者自身、1980年代後半から対ルワンダODA事業の実施に直接関わる機会を得た。本稿では、これらのODA事業が、武力紛争の潜在的な危険性との関わりにおいて、如何なる情勢認識と政策に基づいて実施されたのか、という点について、2005年以降本格再開した二国間援助との対比に基づき考察する。ハビヤリマナ政権に対する援助については、Urvin (1998:4-6, 226-238) が開発援助全般に対して概括的に行っ

*JICA研究所上席研究員。

名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程後期在籍

ている批判、特に、開発援助が、武力紛争の危険を内包するルワンダの政治過程に対して実際に与えていた影響を十分に意識することなく実施されていた、という点に関し、当時の日本の ODA 政策および現場の実務の双方から得られる情報に基づき検証する。さらにこれらを現カガメ政権に対する援助と比較するに際し、武力紛争と国際社会の介入の関係に関する先行研究で明らかにされている分析の枠組み¹⁾を活用し、これをルワンダの文脈に当てはめつつ考察する。

2. ルワンダの政治過程

1994 年 4 月から 7 月までの間、総人口の一割に相当する約 80 万人の人々が同じ国民によって虐殺され、200 万人を超える人々が難民あるいは国内避難民となった²⁾。

1900 年から 1950 年までの 50 年間のうちの約 3 分の 1 の期間、ルワンダは、慢性的な飢饉にあった（石 1996:2）。植民地時代の支配構造に端を発する部族間の対立は、人口増加、貧困と飢餓の中で、常に社会の不安定要因として存在し続け暴力容認の文化を醸成していった。1980 年代には、人口密度が 200 人／km² を越え、可耕地の新規開拓がほぼ限界に達した。新規の開墾地がない中で、土地争いが頻発した。都市に疲れた人を吸収する雇用もなく、その一部は武装集団に吸収されていったとの見方もある³⁾。ルワンダに対する日本を含む国際社会の支援は、1973 年、ハビヤリマナが軍事クーデターにより政権について以来、着実に増加していった。ベルギー及びフランスが常にリーディング・ドナーであったが、1980 年代に入って、日本も急速に支援を拡充していった。その傾向は、1990 年

の内戦によって援助要員の緊急退避を迫られるまで継続した。1980 年代の後半においては、世銀主導の経済構造調整が積極的に進められるとともに、国際社会からの民主化圧力を受けて、複数政党制の導入その他の政治改革が急速に進められた。この時期、輸出収入の大部分を占めていたコーヒー及び紅茶の価格暴落も相俟って、ルワンダの人々の暮らしは窮乏を極めることになった。

しかし、1994 年の大虐殺に関し、貧しい人々の不満が講じてこれが閾値に達し、政府の喧伝にのって殺戮行為に走った、という単純な因果関係に求めることは妥当ではない (Persival & Homer-Dixon 1995:1-9)。虐殺を主導し、組織的に推進したのは、比較的豊かな北西部のツツ支配層からなる軍隊であり、彼らは、アリューシャの和平交渉におけるハビヤリマナの譲歩によって自らの既得権に関して強い危機感を抱くようになっていた。ハビヤリマナ政権を支え、国際援助を含め多くの利益を得ていた北西部においては、食糧事情等は必ずしも危機的な状況にあったわけではなかった。ルワンダは、当時、国全体としては、貧困・格差、人口圧力、環境悪化など、武力紛争に脆弱な状況などが相乗する危機的な状況にあったのは確かである。しかし、そこにおいて、虐殺の主導者や支持者が意識していたのは、ルワンダという国家の危機ではなく、北西部ツツ族支配層の既得権の危機であった。しかも、その既得権は、絶望的な貧困と格差と対立の渦中にあり既得権であった、という点に着目する必要がある。そこにおける既得権の喪失は、自らが圧迫され、隸従を余儀なくされる状況に身を晒すことであり、更にそれに留まらず、これまでの抗争の歴史に刻まれた凄惨な報復の対象として自らを位

置づけることになる⁴⁾。そして、そのような危機感が、これら支配層の採りうる選択肢を極端に狭め、先鋭的な行動をとらせた（Uvin 1998：225–226）。

内戦と虐殺は、1994年7月にツチ族を中心とするルワンダ愛国戦線（RPF）の軍事的勝利によって終結し、内戦の勝利者であるRPFが主導する政権が誕生する。RPF政権は、英米の支援を受け、経済成長と治安の安定を実現した。一方で、政権の強権化も指摘されている。2003年の大統領選挙と国会議員選挙の前には、フツ族を基盤とする最有力政党「共和民主運動」（MDR）は解散を命じられた。軍政から民政に移行したとはいえ、RPFに対抗する有力な与党は存在せず、メディアによる政権批判も難しい（武内 2008：330–331）。

3. 1994年以前の対ルワンダ開発援助

日本政府は、ハビヤリマナ政権を一貫して支持し、1990年の内戦によって二国間援助の遂行が困難になるまで、援助を拡充してきたが、それは如何なる情勢認識に基づいていたのであろうか。また、1994年の大虐殺に至る予兆をどの程度看取していたであろうか。これらについて、ODA白書における記述を踏まえ考察する。

1986年のODA白書は、「非同盟中立主義の下で東西両陣営と友好関係を維持しつつも、西側からの援助に大きく依存しており、西側に実質的な関係を有していること、日本との関係強化に努力していること等」に鑑み協力を「行なっている」と記述している（外務省 1986：139）。翌1987年の白書は、この記述に加え、日本がルワンダに援助を行なうに際し、

同国が内陸国であること、人口密度がアフリカ有数の高さであること、そしてコーヒーの輸出収入に占める割合が86%であり、国際市況に左右されやすいこと、世銀・IMFと構造調整に努力していること、などに考慮すべきであるとしている（外務省 1987：444–445）。この時期、ルワンダが、一貫して極めて親日的な態度をとっていたことも、援助拡充の決定に少なからず影響した。

1987年から1990年まで間には、次のような記述がODA白書においてなされている（外務省 1987：444, 1988：465, 1989：550）。

「73年に軍事クーデターにより政権を掌握したハビヤリマナ現大統領は、ツチ族（少数民族）、フツ族（多数部族）の両部族間の長年にわたる対立の融和及び経済社会開発、生活水準の促進に努力しており、ブルンディの場合と異なり政府と教会との関係も良好である（ママ）。」

この時期、ルワンダの経済および食糧事情は急速に悪化していった。国連食糧農業機関（FAO 2000：86–87）によれば、1985年から1992年までの間に、コーヒーと紅茶の国際価格は、それぞれ実質72%と66%低下し、ルワンダの経済に大きな打撃を与えた。農民一人当たりのカロリー産出量は、1984年の2025カロリーから、1991年には1509カロリーに激減し、1980年代後半の旱魃により飢餓が発生した。更に、1992年以降、国の構造調整計画の一環として、コーヒー価格農民移転安定化措置はうち切られた。

1990年10月、RPFがウガンダからルワンダに侵攻し、「内戦」に至ったわけであるが、上述のように、この直前まで、筆者を含む日本のODA関係者は、ルワンダ情勢を読み誤っていたわけである。特に、教会と政府の

関係に関し、政府が産児制限政策を強引に推進するブルンディにおいて教会と政府の間が険悪になっていた（外務省 1987:405, 1988:426, 1989:505, 1990:516）ことと対比し、ルワンダの情勢は少なくとも教会と政府の関係に関してポジティブに捉えている。しかし、1994年の大虐殺が主に教会や学校等で行なわれ、一部の教会関係者が虐殺に関与したこと⁵⁾に鑑みると、この点に関するルワンダ情勢の分析は、あくまでも「結果的には」ではあるが、的はずれであったと言わざるを得ない。

1990年、RPFの侵攻以降、日本の援助関係者は、ルワンダから全面撤退し、対ルワンダ支援は、主に国連機関を通じて行なわれる事になった。

1991年の白書では、1991年2月の時点で「小康状態」にあるものの、「国民和解が得られるか予断を許さない」と評価し、「難民の流入元（ママ）であるウガンダとは緊張関係にある」と分析している（外務省 1991:556）。この時期、ツツの急進派の影響力が急速に伸張し、1990年12月には、タブロイド紙「カングラ」（Kangura）において「ツツの十戒⁶⁾」と称されるツツの团结を鼓舞するための扇動が行なわれる。キリスト教徒を意識してのメッセージであるが、その内容はレイシズムに満ちた、醜悪なプロパガンダであった（武内 2003:303-305）。ラジオ・ミルコリンヌは、ツチ族虐殺を煽るメッセージを繰り返し現地のキニャルワンダ語で放送した⁷⁾。ツチを物理的に抹殺するという思想は、1992年後半には急進派に浸透していたとされており（Prunier 1995:166-174, 武内 2003:305），2004年3月の首都キガリ郊外における筆者による地元民からの聞き取りもこれを裏付ける。

1993年には、殺戮に必要な訓練が国軍等によって行なわれ、住民は自動小銃や手榴弾の使用について学んでいた⁸⁾。ところが、1993年のODA白書においては、「国民和解が得られるか予断を許さない。」という記述は削除され、代わりに次のような記述がなされている（外務省 1993:574）。

「タンザニアによる和平会議が進展し、93年8月、包括和平協定の署名に至った。93年6月には、ルワンダとウガンダ国境への国連監視団派遣が決定され、和平協定後、先遣隊が派遣されている。なお、アフリカにおける一連の民主化の動きの中で、92年6月憲法を改正し、複数政党制を導入している。」

この記述は、和平協定の成立に伴う武力紛争⁹⁾の沈静化という事態に鑑みると一見妥当であるものの、他方、ルワンダ社会の実相に照らした場合には異なる評価を得る。当時、「民主化」の名の下で、「カングラ」紙や、ラジオ放送「ミルコリンヌ」などを通じて、反ツチ感情を煽る宣伝が着実にツツ族を大多数とするルワンダ社会に浸透し、一触即発の危機的状態に向けて着実に情勢が悪化していった、という同時期のルワンダの現実をまったく反映していない。

このように、日本の対ルワンダODA政策は、ルワンダの経済社会ニーズと二国間関係に鑑み、少なくとも1990年の内戦に至るまでの間においては、ハビヤリマナ政権を評価し支持したうえで、ODA拡充に一貫して積極的であった。他方、1994年の大虐殺に至る予兆に関する情勢認識は、1980年代における教会と政府の関係に関する記述を除けば、同年代においてはほとんど示されなかった。1990年以降においても、包括和平協定と複数政党制の導入に言及がある一方で、この時期

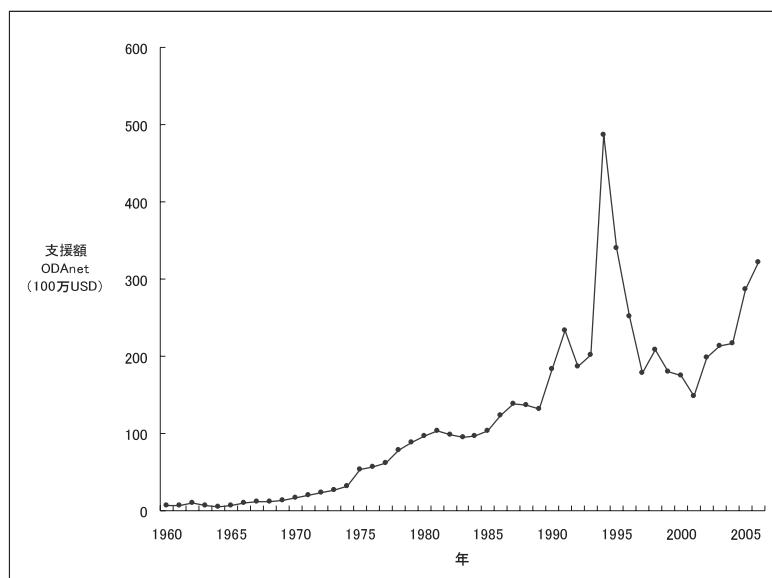
にルワンダ社会が不安定化していったことについての言及はない。

1973年から1990年のRDF侵攻による擾乱までの間、日本を含む国際社会の対ルワンダ開発援助は、着実に拡充されていった（図1および図2）。日本のODAは、上述のようなルワンダ情勢認識に基づきつつ、二国の政府間の合意に基づき実施され、農業、水、運輸交通、エネルギー、電気通信、教育などの多岐に渡る分野において展開された。運輸交通およびエネルギー分野では、1974年、1979年および1988年に円借款も供与されている。1987年以来、青年海外協力隊も派遣され、保健医療、農業などの分野において、草の根レベルの活動が行なわれた。1988年には、経済構造調整を支援する世銀・IMFと協調しつつ、ノンプロジェクト無償資金協力も行なわれた（外務省1990：558-562）。日本と世銀とは、公的セクターの支援のあり方を巡って考え方

の相違はあったものの¹⁰⁾、ルワンダに積極的な支援を行なう、という点でのコンセンサスは形成されていた。この時期、日本と同様にルワンダを援助していた国としては、ベルギー、フランス、ドイツ、カナダ、スイスなどがあるが、日本と同様に、多岐に亘る支援を行なっていた。

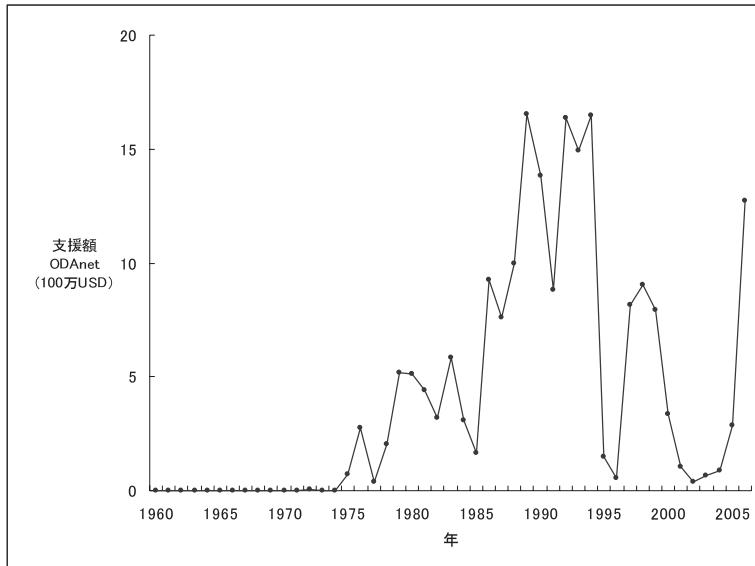
Uvin（1998: 4-6, 226-238）は、この時期のルワンダに対する外国からの開発援助が、①ハビヤリマナ政権の経済開発・経済成長を支援する視点のみから行われたこと、②後述のとおり同政権が「開発」を政治的に利用したことと相俟って、同政権の存続を支援する結果となったこと、③当該政権下の不公正や構造的暴力の助長に対して、コンディショナリティの付加その他の方法でその是正を促すことなく行なわれたことを批判している。同様に、カート（Cart 1995: 482）は、法制度整備、難民の帰還促進、平和教育や人権教育を

図1 対ルワンダODA（DAC加盟国からの資金フロー）



（出所）「OECDデータベース（2008.11.13 アクセス）」より筆者作成

図2 対ルワンダ ODA（日本からの資金フロー）



(出所)「OECD データベース (2008. 11. 13 アクセス)」より筆者作成

通じた市民社会の育成などの分野が援助において等閑視されたとを指摘している。

このような批判に対しては、当時の開発援助が、①一般的に期待されていた役割、②実際に果たしていた役割、と③潜在的に果たしえ得た役割の三つに分けて議論が必要となる。まず、開発援助が当時一般的に期待されていた役割に関し、1980年代末までは、援助が相手国の政治的なイシューに立ち入ることは望ましくないと考えられていた。1980年代から試みられた世銀・IMF主導の経済構造調整は、当該国のマクロ経済政策に対して積極的に干渉しつつ支援を行なう、という点で先例のないものであった。しかし、これも経済政策の領域に留まっていた。開発援助は政治の領域に立ち入らない、という自己規制は、冷戦構造が崩壊するまではほぼ一貫して開発援助を支配し、それに由来するところの視野狭窄をも生み出していた¹¹⁾。開発援助の中でも特に、被援助国政府の要請又は同意に基づいて

行われた該政府が必然的に介在する仕組みであるODAは必然的に政治的な存在であるにも拘らず、その実態に則した役割が表立って認識されない、という点で形式上の役割認識と実態の間で乖離が生じていた。

冷戦構造崩壊後にサブサハラアフリカ等の貧困に喘ぐ地域において頻発する武力紛争への対処を視野に入れた開発援助のあり方が問われるようになった。その契機となったのは、ブトロス・ガリ国連事務総長の「平和への課題」(Boutros-Ghali:1992)である。そこでは、開発援助が関わるべき「平和構築」は常に「(武力) 紛争後」という修辞とセットで用いられており、武力紛争の発生前あるいは紛争中における平和構築が国際場裡において本格的な議論の俎上にのせられたのは1990年代後半以降のことである¹²⁾すなわち、1994年までの時期においては、開発援助は途上国の政治に立ち入らない、という自己規制が存在していた。

第二に、開発援助が、当時のルワンダの政治情勢において実際に果たしていた役割ということになると、その役割は大きく、それに即した責任を否定することはおそらく難しい。Uvin (1998: 227) の指摘するとおり、開発援助、特にODAは、如何なる場合においても政治的な存在であり、政府間協力というかたちで必然的に援助対象国の現体制を支援することになる。1975年、ハビヤリマナ大統領は、国民共通の敵である「低開発」と戦う決意を表明し、全国民挙ってこの戦いのために結集すべく、「開発のための国家革命運動党」(MRND) を結成する。1981年に民主主義復活の第一歩とされた総選挙の結果選ばれた代表によって構成される会議の名称は、「開発国民会議」(CND) と命名されていた。欧米および日本の開発援助は、ハビヤリマナ政権の政策理念の中心である「開発」を一貫して支え続け、そのことを通じ、同政権を支え続けたわけである。つまり、開発援助は、同政権の存立基盤を構成する重要な要因であり続けた。

1980年代を通じ、ルワンダは、国土面積あたりの外国人援助関係者が最も多い国であり(Hanssen 1989: 10)、日本の技術協力の専門家や1987年から派遣された協力隊員の諸報告においても、随所に外国人援助関係者が活動し、かつ、彼らの活動の多くは、ルワンダ社会の喫緊のニーズに直接応えるべく行われる役務提供的な性格を有していたことが累次報告されている。専門家の報告においては、自らの活動が、そのような役務提供的な性格の活動に陥りがちな状況において、ルワンダの人材を育成することの困難さや苦悩が綴られている¹³⁾。

第三に、開発援助が果たし得た役割に関し

ては、更に二つの議論、そもそも援助が大虐殺の予防、あるいは、社会問題が武力を伴う紛争に転化することを回避するために積極的に貢献できたか、という議論と、少なくともそれを助長するような悪影響を回避できたか、という議論を分けて考える必要がある。前者、すなわち、紛争予防のための開発援助の果たしうる積極的な役割は、仮にあったとしてもそれは限定的なものとして認識すべきであろう。ルワンダの大虐殺を契機として、武力紛争の予防に関する網羅的な整理を行ったカーネギー委員会の報告では、武力紛争の危機に直面している状況における予防(operational prevention)と武力紛争の根本原因の除去等を通じた予防(structural prevention)に大別し、開発援助は後者に関して一定の役割を果たしうると評価しているが、その因果関係の立証はなされず、あくまでも可能性の示唆に留まっている(Carnegie Commission 1997: 88-89)。これは、非暴力的、非強制的性格の外部介入によって当該社会の経済社会開発を支援し、多くの場合、中長期的な活動の継続を通じて当該社会の変革を目指す、という開発援助本来の在り様とその限界に符合するものである。

後者、すなわち、紛争への悪影響の回避、という点に関しては、上述のODA白書および専門家等による現場からの報告を渉猟した結果、政策レベルおよび現場での実施レベルの双方において、そのような視点や配慮を欠いていた、あるいは、それらが明示的に議論されることが無かったと考えられる¹⁴⁾。ちなみに、1994年以前のJICA専門家の報告(46件)および協力隊員の報告(45人分)¹⁵⁾のうち、部族対立の根深さに留意すべきであると述べているのは、1989年の畜産分野の専門家

報告 1 件のみである¹⁶⁾。

ルワンダにおいて、いわゆる「ツチ族とフツ族の対立」という修辞の名の下に説明付けられた虐殺あるいは大規模な暴力行為は、歴史的に累次繰り返されてきたものであることを勘案すると、開発援助は、そのような負の遺産を背負った脆弱な社会に対する影響を慎重に精査し評価しつつ進められるべきであった、と今日において述べることは易しい。武力紛争を経験した国における開発援助を実施する場合に、今日では、武力紛争の経験に起因する社会の脆弱性に関する分析や、開発援助が当該社会に与える種々の影響を事前に評価したうえで計画を進めることが常識となっている。しかし、このような現在の常識は、1980 年代末の援助関係者の間では共有されていなかった。「援助の配分結果が、緊張を高めたり繋がりを強めたりしながら、集団間の関係に影響を与える」、「住民が生活するのに必要とする現地資源を援助が肩代わりしてしまい、現地資源はもともとの用途を離れて紛争を後押しするのに用いられる」、あるいは「援助はそれを受け取る人々とその行動、あるいは、彼らの政治的課題を正当化する」などという認識（アンダーソン 2006:76-77）は、当時は共有されていなかった。このような当時の状況認識と実際に援助が果たした現実との間のギャップから国際社会が得た学びの成果は、例えば、経済協力開発機構の開発援助委員会（DAC/OECD）の「紛争、平和および開発協力に関するガイドライン」のようなかたちで整理され共有されている（DAC/OECD 1998: 15-28）。

4. 近年の対ルワンダ開発援助

冷戦終結以前の開発援助との対比において、近年の開発援助の在り方は大きく変化してきているが、以下において、近年の日本の ODA 政策における対ルワンダ支援、特に JICA の事業に焦点を当てて考察する。

日本政府は、2003 年に「ODA 大綱」を改訂し、武力紛争の予防から紛争後の復興支援までを含む「平和の構築」¹⁷⁾を ODA の重点課題のひとつとすることを宣言し、2004 年 4 月、これまで多国間の緊急援助や人道援助を主体にしてきた対ルワンダ支援のあり方を見直し、二国間の開発援助を本格化させることを決定した。同年 5 月、日本政府は、ルワンダ政府と政策協議を行ない、「進展しつつある『平和の定着』が逆戻りしないよう、『紛争予防』の観点を常に持ちつつ、『人間の安全保障』の理念に基づく案件形成に努める」という方針を確認した¹⁸⁾。2005 年の「新 ODA 中期政策」では、ODA を通じた平和の構築への貢献が一層明確に表現された。2006 年の白書（外務省 2006: 672）は、次のように述べている。

「ODA 大綱」の重点課題のひとつとして、『平和の構築』が掲げられているところ、ルワンダの民主化と国民和解、さらに、復興開発に向けた努力を支援することは、悲惨な過去を踏まえて、国家の再統合と再配分を実現し、地域の安定を平和と確かなものとするためにも必要である。」

これを受け、日本政府は、対ルワンダ二国間援助の重点を、①地域・農村開発と②人的資源開発の二つに定め、両者を軸として、ルワンダの安定的な復興を支援する事業が計画、実施されることになった。これら二つの重点と密接な関係を有する社会的弱者への支援を

促進すべく、たとえば、元戦闘員¹⁹⁾の中で障害を負った人々が社会復帰をするための職業訓練や生活訓練(「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」)を実施するなど、旧来の開発援助では対象としなかった領域にも踏み込んで支援が行われた²⁰⁾。インフラの復興や人づくりなどの援助を行なうに際しても、武力紛争への影響の有無に関して注意を払いつつ事業が実施されるようになっている²¹⁾。

JICA のルワンダにおける事業が本格化した 2006 年から 2008 年の間、現地での事業展開に従事した者の報告においては、①近隣国を含む現地政治情勢把握の重要性、②そのための現地有識者との恒常的な関係の強化、③事業の裨益対象地域、対象者の選定に関する配慮の重要性などが強調されている (JICA 2008)。2008 年 8 月には、ルワンダ人有識者を招致し、ルワンダ在勤の協力隊員、技術協力の専門家等に加え、ブルンディ、コンゴ民主共和国、ウガンダ等からも援助関係者の参加を得て意見交換するなど、同地域における平和構築に資する支援のあり方についての知見を深める努力が累次なされている。

現地に最も密着した活動を展開する協力隊に関しては、2005 年から再開され、現在 (2008 年 10 月) までに、25 名が活動を終え帰国しているが、その 3 分の 2 の隊員が、活動報告において、大虐殺の歴史を意識し、その歴史が自身の活動現場の社会の実情に反映されていることを報告している。平和構築を支援する活動に何らかのかたちで従事していたことの報告もみられる。例えば、キガリ市役所に派遣された隊員は、手工芸指導や青少年活動支援などの活動に加え、他の隊員などの協力を得つつ、国際理解と平和教育を目的

に広島女子学院高校とファーウェ (Fawe) 女子高校との交流を自ら企画し、実施した。同ファーウェ女子高校の生徒たちが作成した千羽鶴をジェノサイド記念館に寄贈するなどの活動も行っていた。農業土木の隊員は、ルワンダ人の同僚や地域社会に残る虐殺の傷跡を報告しつつ、「何も出来ないがわかるための努力は惜しまずについたい」と平和への想いを綴っている。これらは、1987 年の隊員派遣開始から、1990 年の内乱による中断を経て 1994 年に至るまでに派遣された隊員 45 名の活動報告において、上述のような視点からの報告がほぼ皆無であることと好対照を成す²²⁾。

障害を持つ元戦闘員の技能訓練に関しては、訓練の過程および訓練後の協同組合の結成などにおいて、旧ルワンダ愛国軍、旧政府軍および旧民兵の三者の異なる出自の元戦闘員の間でも協働活動が数多く報告されている。この事業によって、障害を持つ元戦闘員 5109 人 (2007 年 3 月現在) のうち、約 800 人が裨益した。裨益者の約 7 割は、訓練で習得した技能を生かした経験を持ち、また、訓練後、コミュニティにおいてより円滑に受け入れられるに至っている。元戦闘員で、かつ障害を有するという、現在のルワンダ社会で最も周縁化される虞のある人々が、ルワンダと日本の両国政府の共同作業によって、その出自如何に拘わらず公平に支援されている、という事実関係そのものの持つ象徴的な意味が、ルワンダの人々、社会に与えている影響も少なくない (JICA 2007:別紙 1)。その他各種 ODA 事業で日本に招致する人材の選定に関し、募集要件において、特定の社会集団に裨益が偏らないように、言語に関する偏りを避けるなどのきめ細かい配慮もなされている²³⁾。

しかし、これらの改善の結果としての平和

構築の観点からの援助効果、特に、不安定なルワンダの国、社会を安定的に発展の軌道に乗せていく上で、開発援助が果たしている役割は極めて限定的なものに留まっている可能性があることも指摘しておく必要がある。たとえば、コンゴ民主共和国と国境を接する西部地域は、ルワンダにおける平和の定着にとって重要な地域であるが、治安状況が安定していないこともあり、未だ援助関係者の立ち入りが制限され、同地域に裨益する事業展開も著しく限定されている。また、協力隊員の活動や個別の技術協力や無償資金協力のプロジェクトがもたらしている効果は、仮にこれらが奏功しているとしても、多くの場合、いわゆる「点の成功」に留まっており、マクロ的な視点からその効果を認識することは容易ではない。

更に注意を有するのは、現在のルワンダにおいて、Genocide Ideology と呼ばれている考え方方が、特に、初中等教育の現場において蔓延し、これに対して、政府がその撲滅を試みている中で、ルワンダ社会の中で緊張感が再び醸成される可能性がある、という点である。Genocide Ideology とは、1994 年の大虐殺に関する歴史認識を巡って、虐殺行為を正当化し、あるいは、一定の肯定的な再評価を加えつつ、同時に、虐殺を免れたツチ族の人々を非難し、ツチ族とフツ族の間の対立を再び煽ろうとする行動を支える考え方である。小中学校の教師にはフツ族出身者が多く、教育の現場で教師自身がツチ族の生徒を差別するという事件もあった。これが 2007 年、国会においてとりあげられ、教育大臣と副大臣が共に更迭されるに至った。政府は、2008 年 4 月、全国の小中学校の教師に対して合宿セミナーを実施するなどの対策をとっているが、依然とし

て、フツ族出身者における不満は燻り続いている。ルワンダ政府は和解と国民統合を推進すべく、たとえば、統合和解委員会がイニシアティブをとり、コミュニティレベルの和解促進のため、フツ、ツチ混交のサッカー大会や音楽のコンペティションを実施している。動員解除再統合委員会 (RDRC) では、旧愛国戦線、旧国軍および旧民兵の混成による共同組合の結成を奨励している。このようにカガメ政権は努力を続けている。ただし、和解促進のリーダーシップを自ら発揮しているイニュンバ (Inyumba) 上院議員²⁴⁾ によれば和解促進は未だ容易なことではなく、地道な努力が必要であるとされている。

表面的には平静を取り戻してはいても、未だ不穏な危機の予感を払拭しきれていない状況において、JICA は、ルワンダ人有識者とも非公式ながら密接に連絡をとり、慎重に事業を進めようとしている。しかし同時に、現地ルワンダ人においてさえ困難な問題である和解の促進に対し事業として直接的に関わることに関しては慎重を期している。

カガメ政権は、経済成長と治安安定の双方を実現している。同政権は、復興支援や平和構築支援という修辞を開発援助機関が用いることを好まない。ルワンダは、年率 7% を超える経済成長を維持し、援助に加え民間の投資も活用し、開発を加速しようと努めている。凶悪な犯罪や、外国人に対する犯罪はほとんど耳にしない。日本は、技術教育や理数科教育などの分野でも支援をしているが、カガメ政権は、これらの支援も活用し、国内の人材育成に力を入れ、特に中高等教育を積極的に拡充しているが、これらは同政権に対する国民の強い支持に繋がっている。

他方、カガメ政権の強権的な政治姿勢が繼

続していることについても注意を要する。近年においてルワンダに長期滞在した援助関係者の多くは、今のルワンダの平和は、「監視下の平和」あるいは、「無言の圧力の中の平和」であるとの見方を有している。コミュニティのすみずみまで、軍、警察が監視の目を光らせ、イミドゥング (Imidungu) という再定住地区における末端行政単位では、自警団が形成され、Genocide Ideology の封じ込めを目指している。この「監視下の平和」は帰還難民が比較的多いを占める再定住区のコミュニティのみならず、全国に及んでおり、各地で、反対有力政党の弾圧、メディアによる政府批判の制限や、Genocide Ideology を撲滅するための運動と称した思想統制が行われている(武内 2008 : 331)。

このようなカガメ政権の強権的な姿勢に対し、批判は一部にあるものの、日本政府は、同政権が「国民和解、民主化のための努力を行っている」という評価を与え、「民主化と国民和解、さらに復興開発に向けた努力を支援することは、悲惨な過去を踏まえて国家の再統合と再建を実現し、地域の安定と平和を確たるものとするためにも必要である」という考えに基づき ODA を推進している(外務省 2007 : 696)。日本以外の他のドナーも、フランスを除き²⁵⁾、概ね同様の考え方の下に同政権を支援している。

5. 比較に基づく考察

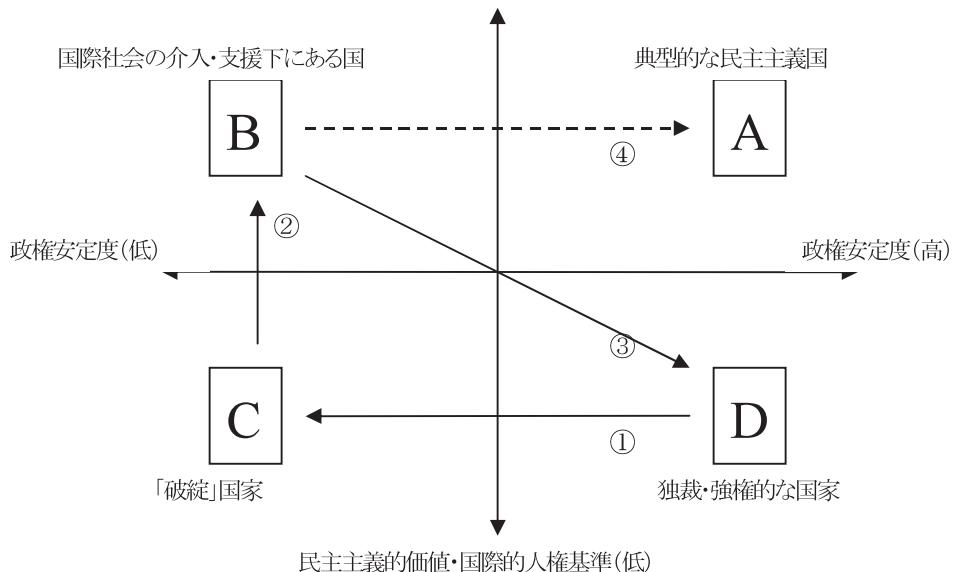
カガメ政権の評価に関する上述のような議論は、1980 年代において、ハビヤリマナ政権に関して筆者を含む当時の援助関係者が現場において行っていた議論と共通する点がある。ハビヤリマナ政権に対する国際社会の態度に

は、二面性があり、そこから得られる教訓にも同じように二面性がある。ひとつは、不作為に関する教訓である。同政権による秩序を維持する力に期待しつつ、人権侵害その他の瑕疵について、厳しく譴責することなく、結果的に同政権を支え続けたことから得られる教訓である。いまひとつは、作為に関する教訓である。アリューシャ和平プロセスにおいてみられたごとく、現実の軍事的な勢力関係を踏まえつつ、同政権に対して、強く譲歩を迫り、また、更なる民主化の推進を迫ったことから得られる教訓である。前者の不作為、あるいは、懐柔的・迎合的なアプローチについては、これが虐殺準備を容易にしたという強い反省があり、後者の作為、あるいは性急なアプローチについては、これがハビヤリマナ政権の側近急進派が暴走する契機を与えた、という反省がある。

アフリカの紛争と国際社会の介入に関し、武内 (2008 : 27-32) は、民主主義的価値・国際的人権基準と政権の安定度という二つの尺度を用いて、図 3 のような整理を行っている。これをルワンダの文脈に当てはめるとすれば、どのようになるであろうか。まず、民主化のポーズを示しつつも基本的に独裁・強権的なハビュアリマナの暗殺を契機に虐殺の混乱の局地に陥る(図中の D から Cへの移行)。次に、国際社会の介入によって秩序を回復する(C から Bへの移行)。カガメ政権は次第に強権的な政治姿勢を強めつつも同時に秩序の維持と経済社会開発を積極的に進め政権基盤を固めていく(B から Dへの移行)。仮に、2003 年の軍政から民政への移行を評価し、かつ、国際社会がそれを効果的に支援するというシナリオが具現化していたならば、それは、B から Aへの移行というかたちで表現しうる

図3 武力紛争と国際社会の介入

民主主義的価値・国際的人権基準(高)



(出所) 武内 (2008: 31)

が、むしろ、近年は、政権の強権化が進展しているという見方もある（武内 2008：331）。

ハビヤリマナ政権は、独裁・強権的な国家であったと同時に、国際社会の支援を国家運営にとって不可欠の要素として組み込んでいた。カガメ政権においても、強権的な政治姿勢があることは否めず、また、開発予算の大半を外国援助が占め、国際社会の支援なしに成り立たない状況である。すなわち、両政権は、強権的性格を有するとともに、国際社会の支援を不可欠のものとしているという点に関しては共通している。

この点を踏まえ、図3をルワンダの文脈に則して修正を加えると、図4のようになる。両政権は、強権的な政治姿勢と国際社会の支援の双方によって政権の安定を保っているという点で、BとDの性格を共に有している。ハビヤリマナ政権が、この状態から、Cの

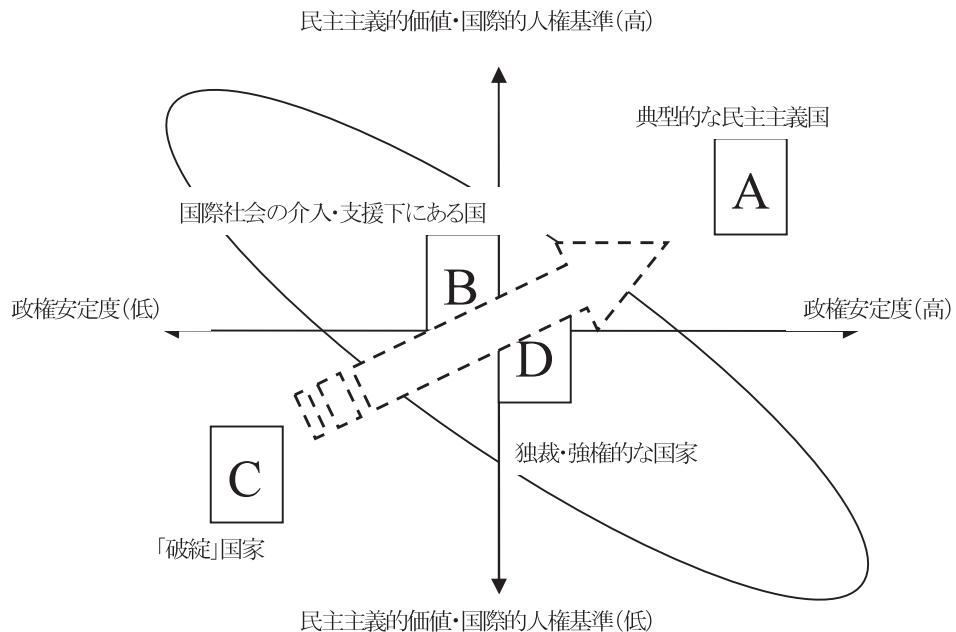
「破綻」国家に移行してしまったのに対し、カガメ政権は、強いリーダーシップを発揮し開発を進めようとしている。国際社会による介入・支援は、その道程を同政権下のルワンダが安定的に歩むことを支援し、民主主義的価値や国際的人権基準を尊重し、紛争の解決を暴力に依存しない国家に移行することを目指している、と言える。

6. 結 論

ハビヤリマナ政権成立以来の日本の対ルワンダ ODA について、政策および現場での実務の双方において得られる情報をもとに考察した結果、次の三点を結論として申し述べる。

第一に、ハビヤリマナ政権に対する日本の ODA は、武力紛争の危険を内包するルワンダの政治過程に対して援助が実際に与えていた

図4 ルワンダにおける武力紛争と国際社会の介入



(出所) 武内 (2008: 31) を基に筆者作成

影響を十分に意識することなく実施されていた。これは、Uvin (1998:4-6,226-238) が当時の開発援助全般に関して概説的に述べている点について、同時期の日本のODAに関しても当てはまる事を確認するものである。平和構築、特に紛争予防の観点から言えば、同政権に対する日本のODAは、政府が主要なアクターのひとつとなる武力紛争の予防に関し、援助が正の影響を与えることおよび負の影響を回避することの双方をともに意図せず、結果として、負の影響を与え続けた例として認識される。

第二に、現カガメ政権に対する日本のODAでは、政策レベルと現場での実務レベルの双方において、武力紛争再発の危険に対する配慮がなされるようになったが、ハビヤリマナ政権に対するODAと同様に、現在のODAはカガメ政権が推進する開発政策のみならず同

政権全体に対する強力な支持としても位置づけられるものとなっている。ハビヤリマナおよびカガメ両政権に関する比較考察を通じ、両政権が、①民主化を標榜しつつも同時に強権的な政治姿勢を有するものであること、および②国家運営に際して開発援助を含む国際社会の支援が不可欠の構成要素であること、の二点において共通していることが看取される。つまり、両政権に対するODAは、平和構築への配慮が伴っているか否かという点を除けば、上述の二点において構造的には類似する政治過程の文脈に位置づけうる。

第三に、ルワンダの政治経済構造のダイナミズムにおいて開発援助が深くビルトインされているという認識を踏まえ、開発援助は、ルワンダの平和と経済発展の双方を明確に意図するという点で中長期に亘って一貫した方針のもとに続けられるべきである。緊急人道

援助との対比において、開発援助は、通常、中長期に亘る関与を通じ、被援助國の人造り、國造りに貢献し、当該國の自立を支援するものである。経済発展と同様に、平和も、一朝一夕に達成されるものでない。また、平和を破壊する武力紛争に至るプロセスには、多くの紆余曲折があり、そこにおいて、当該紛争を防止するための機会もある。武力紛争予防に有効な開発援助とは、そのような機会を逃すことなく行われる関与であり、その在り様について単純な一般化はできないが、開発援助の効果が中長期に亘って発現するものが多いことに鑑みると、そのような機会を的確に捉えるために、差し迫った紛争の予兆を見出す以前から、常に一貫して、開発援助を平和実現と武力紛争予防の手段として位置づけ活用し続けることが、重要である。1994年の大虐殺とその直前における国際社会の政治プロセスには大きな注目が集まったが、歴史の教訓という点で、今後の武力紛争を回避するための重要なもうひとつの鍵は、1970年代および80年代の開発援助の在り様からの学びにある。

註

- 1) 武内（2008：31）は、国の民主主義的価値・「国際的人権基準」と「政権の安定度」という二つの軸を用いて、国の類型化を行い、それぞれの類型における国際社会と当該國の関係を含む國の在り様を考察している。本稿では、この分析枠組みを活用しつつ、ルワンダの文脈を踏まえた議論を進める。
- 2) 日本外務省 (<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/area/rwanda/>) 及び在京ルワンダ大使館 (<http://www.rwandaembassy-japan.org/jp/modules/wordpress>)。
- 3) 土地不足と農村経済の悪化が社会的緊張を激化させ、若者を虐殺に参加させた（武内 2000：32-33）という仮説に関しては、武内自身が後に

認めているように、「実証されていない仮説」（武内 2003：332）ではあるが、筆者自身、2005年および2006年のルワンダ訪問の際にも現地にてしばしば聽かされた言説である。武内の主張するとおり、「社会経済的要因を安易に強調すれば、政治的責任の免罪に繋がりかねない」という意識は重要であろうが、同時に、経済社会開発へのアプローチを試みる開発援助の影響を考察する立場からは、経済社会的な要因が武力紛争に与えうる影響を過小評価しない注意も必要である。

- 4) 「殺さなければ殺される」という強迫観念は、支配層のみならず、彼らがコントロールしようとした人々の心の中まで深く浸透していた。ハビヤリマナ大統領が殺害された1994年4月6日の翌日から数日間が虐殺行為のピーク（ブタレを除く。）であったとされているが、その「成果」は逐次、政府筋のラジオ放送等を通じて放送され、殺された者の資産（家畜、農地等）の承継を認める官憲のメッセージが累次発信された。虐殺に反対したブタレの知事は、更迭され殺害された、としてその模様はすぐに放送された。更にツチを妻に持つツは妻と子供を殺害することを強要され、拒否した者は殺された。（2004年4月、筆者によるキガリンガリおよびブタレでの聞き取りによる。）
- 5) ルワンダの独立後、「民主主義」を支援するという名目でツツ族を支援したカトリック教会もルワンダの内政に影響を与えた。「解放の神学」と同様な見地から、「抑圧され搾取された者は抑圧者に対して立ち上がり」と説いたカトリック教会は虐殺扇動に加担することになった（2004年3月、ファトゥマ（Fatuma）国家統一和解委員会委員長に対する筆者インタビュー）。
- 6) 武内（2003）によれば、「カングラ」の発行には、1994年の大虐殺の首謀者とされるバゴソラ（Bagosora Teoneste）大佐など、権力中枢の急進派が深く関与していた。「十戒」は、ツチの女性に警戒し、結婚や内縁関係を避けること、ツチは不正直なので経済活動で協力しないこと、政治、行政、経済、軍事、治安関係の要職をツツが占めること、教育機関でツツが多数を占めること、軍はツツのみで構成し、軍人はツチと結構しないこと、ツツはツチに対する憐憫の情を捨てること、ツツ同士で連帯すること、ツツは「社会革命」のイデオロギー流布に努めることなどからなっている。
- 7) ラジオ・ミルコリンヌ（Radio-Television Libre

des Mille Collines) は、1993年7月、唯一の民間放送局として開局した。ハビヤリマナ大統領夫妻の親族が主たる株主となり、フツ強硬派の意見を代弁する機関であった。この放送局による反ツチ報道は、ほとんどがキニャルワング語で放送された。

- 8) 2004年3月、ニヤマタにおける筆者による住民からの聞き取り、これらの状況を外国のメディアに伝えようとした同地在住のイタリア人ボランティアであるロカテーリィ (Locatelli) 女史は、1992年、何者かによって殺害された。同女史の墓は、ニヤマタ教会 (Eglise de Nyamata) にある。
- 9) 本稿では、「紛争」(社会集団間の対立状況、およびこれを解決するために、あるいは、このような状況に乗じて、当該社会の諸集団が主に当該社会の地理的領域内においてとっている行為の総体) と「武力紛争」を区別する。後者は前者の下位概念であり、紛争解決の手段として、あるいは、紛争状況に乗じて、暴力行為が発生し継続している状態若しくはそれらの行為の総体を指すものとして用い、1994年の虐殺をこの概念に含める。
- 10) 日本は、1980年代以来、運輸交通分野の支援を重点とし、公共交通の要であるバス公社に対する協力を積極的に行なっていた。これに対し、世銀は、経済構造調整を進めるに際して、民营化を積極的に進めるべきであると論じ、このような日本の援助に批判的であった。
- 11) 例えば、世銀は、その設立根拠となる基本協定第4条第10項「非政治的考慮」において、同行の活動が政治的な問題に関わるべきではなく、融資基準として対象国の政治的要因を考慮してはならない旨規定し、その後設立された地域開発銀行は、冷戦後設立された欧州開発銀行を除きすべてこの世銀の先例に倣っている。欧州開発銀行設立協定(1990年)では、「融資対象国は、民主主義国である」ことを規定している(下村1999:34-37)。
- 12) 国連においては、2000年の「国連平和活動に関する委員会報告」(UN2000、通称、プラヒミ・レポート)以降、平和構築概念は必ずしも「紛争後」と結びつけて論じられなくなった(武内2008:18-19)。
- 13) 1970年から1992年までにルワンダにJICAから派遣された技術協力の専門家(任期1年以上の長期専門家)による報告書の多くは、与えられた任務の進捗と技術的課題について淡々と報

告するものであったが、それらにおいても随所に技術協力の任務を全うするための困難に関する記述がみられる。特に、協力の対象となる中核人材の確保が困難であること、時には、他のドナーと奪い合いになることなどが報告されている(JICA 1970-1992)。

- 14) 1989年から1990年(ただしRDFの侵攻前)にかけて、キガリにおいて、筆者は、ツチ族とフツ族の間の緊張関係への配慮の必要性について、現地在住の援助関係者等と意見交換を試みたことがあるが、この緊張関係について悲観的な見通しを示した者は極めて少なかった。むしろ、ブルンジとの対比において、ハビヤリマナ政権の運営能力を評価する声が高かった。すなわち、上述の日本のODA白書に示された認識は、日本だけのものではなく、多くのドナーによって共有されていた認識であった。
- 15) 専門家報告についてはJICA(1970-1992)、協力隊員報告についてはJICA(1990-2008)参照。
- 16) 畜産分野の派遣専門家による1989年1~4月分の定期報告においては、「人種間の対立は外見上はないように見えるが、ルワンダ人と付き合っていると対立の根深いことが解ってくる」との記述あり。同専門家の1990年1~3月分の定期報告においては、「昨年より続いている局地的な旱魃により今年3月までに400人ほどの餓死者が出ている様である。今後もその数は増えるらしい」との記述もある(JICA 1970-1992)。
- 17) 2003年のODA大綱では、「平和の構築」に関して、「開発途上地域における紛争を防止するためには、紛争の様々な要因に包括的に対処することが重要であり、そのような取組の一環として、上記のような貧困削減や格差の是正のためのODAを実施する。さらに、予防や紛争下の緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援まで、状況の推移に即して平和構築のために二国間及び多国間援助を継ぎ目なく機動的に行なう」と述べている。
- 18) 筆者は、2004年3月、ルワンダ援助プログラム策定支援のための基礎的調査に参加し、5月に行われた現地ベースの政策協議に先立って必要な情報収集を行った。上述の政府方針は同政策協議において定められたものである。この二国間協力本格化の決定は、その前年の大統領選挙や議会選挙の実施、プレトリア合意に基づくルワンダ軍のDRCからの撤退、治安情勢の安

定化などを踏まえたものである。

- 19) JICA プロジェクトの名称においては、「除隊兵士」という修辞が用いられているが、「除隊兵士」は、「正規軍の軍属から離れた元兵士」に限定して解釈される可能性がある。JICA 事業の対象は、民兵等を含むことから、ここでは「元戦闘員」という表現を用いておく。2004年、ルワンダ動員解除・再統合委員会 (RDRC) からの聞き取りによると、元戦闘員の約 3 分の 1 が、エイズを含む慢性疾患か、障害のいずれか、あるいは双方を有し、4 分の 3 が住居を持たず、約 9 割が土地なしであった。
- 20) 障害を持つ元戦闘員の社会復帰のための訓練に関しては、そのような訓練が行なわれていることを、ラジオ放送等のメディア（コンゴ民主共和国の森林に潜む民兵集団も聴取可能な国連コンゴ監視団による「ラジオ・オカビ」等）を通じ、広く共有を図っている。2007 年 11 月に専門家から聴取したところによれば、この放送を聴き、元民兵がコンゴ民主共和国側からルンダ側に出頭してきたという情報もある。
- 21) 事業実施に先立ち、JICA は、ルワンダにおける武力紛争の歴史的背景、武力紛争再発を招来する可能性のある要因、武力紛争の結果生み出された課題などについて、基礎的な情報を収集・整理し、2004 年 1 月、「平和構築アセスメント」としてとりまとめ、事業の計画・実施に携わる内部関係者において情報共有を行った。
- 22) 協力隊員は、1987 年の初代派遣から、中断を経て今日に至るまで、現地に密着した活動を意欲的に展開している、という点ではまったく変わりはない。特に初代隊員の報告においては、ルワンダと日本の間の友好関係を強化するための橋頭堡として自らを位置づけ困難な状況を切り拓いていくこうとする様子が報告されている。また初代隊員以降、しばらくの間は、活動報告に現地の歴史を記述する欄があった。しかし、そのような歴史を自らの隊員活動との関係に引き寄せた記述は見当たらない。ちなみに、現在、隊員に対しては、政治、宗教、民族などの話題に不用意に立ち入るべきではない、という事前のガイダンスがなされている。
- 23) ブルンジの場合と異なり、ルワンダの現政権は、ツチ族、フツ族といった識別を公的に行なうことを極力避ける方針であり、除隊兵士のプロジェクトのように除隊手続きの際に、所属先から自ずと識別が可能な場合を除けば、日本・JICA 側において、それらへの裨益バランスを意

識した事業のやり方を貫くことは難しい状況ではある。

- 24) イニュンバ上院議員は旧ルワンダ愛国戦線の資金調達部長であり現在もカガメの側近のひとりである。
- 25) フランスが、カガメのハビヤリマナ暗殺への関わりを累次指摘しているのに対し、2007 年 11 月、カガメ政権は、1994 年の大虐殺におけるフランス政府の役割を示唆する証拠を独立国家委員会の名において発表している。

引用文献

- Anderson, Mary B. 1999. *Do no harm: How Aid Can Support Peace -or War.* Lynne Rienner pub. Boulder.
- Boutros-Ghali. Boutros. 1992. An Agenda for Peace Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping. *UN Document No. A/47/277-S/24111*
- Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict. 1997. *Preventing Deadly Conflict Final Report.* Washington, D. C.: Carnegie Commission on Preventing Deadly Conflict.
- Cart, H. 1995. "La Cooperation suisse au Rwanda ou les limites de l'aide extérieure, dans Les crises politiques au Burundi et au Rwanda (1993-1994)". edited by A. Guichaoua, Lille, France, Karthala and Université des Sciences et Technologies de Lille.
- Cretien, J. P. 1991. *Press, Libre et propagande raciste au Rwanda, Appel à la Conscience des Bahutu.* Politique Africaine (42): 109-120.
- DAC/OECD. 1997. Conflict, Peace and Development Co-operation on the threshold of the 21st Century, DAC/OECD.
- Hanssen, A. 1989. *Le desenchantement de la coopération. Enquête au pays des milles coopérants.* Paris: L'Harmattan.
- メアリー・B・アンダーソン, 大平剛訳. 2006. 『諸刃の援助』明石ライブラリー.
- Persival, V. and T. Homer-Dixon. 1995. *Environmental Scarcity and Violent Conflict: Case of Rwanda.* Occasional Paper. Toronto University.
- Prunier, G. 1995 *The Rwanda Crisis: History of a Genocide, 1959-1994.* London: Hurst.
- United Nations. 2000. Report of the Panel on United Nations Peace Operations (Brahimi Report). UN

Document No. A/55/305-S/2000/809

Uvin, P. 1998. *Aiding Violence: The Development Enterprise in Rwanda*. West Hartford: Kumarian Press, Inc.

独立行政法人国際協力機構（JICA）. 1970-1992.『専門家業務報告書』（JICA ルワンダ派遣専門家業務報告書）。

独立行政法人国際協力機構（JICA）. 1990-2008.『青年海外協力隊隊員活動報告書』（JICA ルワンダ派遣青年海外協力隊活動報告書）。

独立行政法人国際協力機構（JICA）. 2007.『ルワンダ障害を持つ状態兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト中間評価報告』。

独立行政法人国際協力機構（JICA）. 2008.『ルワンダ企画調査員（人的資源開発）業務完了報告書』。

外務省経済協力局. 1986, 1987, 1988, 1989, 1990, 1991, 1993, 1994, 2006.『日本の政府開発援助—

国別実績—』（財）国際協力推進協会。

石弘之. 1996.「ルワンダの崩壊」『国際協力研究』24: 1-6.

国連食糧農業機関. 2000.『世界食料農業白書』（社）国際食糧農業協会。

下村恭民. 1999.『『ODA 大綱』の基本的性格』. 下村他編『ODA 大綱の政治経済学』有斐閣: 1-56. 武内進一. 1995.「民主化の中の権力とマスメディア」アジア経済研究所『第三世界のマスメディア』明石書店: 220-228.

武内進一. 2003.「ブタレの虐殺—ルワンダのジェノサイドと「普通の人々」」『国家・暴力・政治—アジア・アフリカの紛争をめぐって—』アジア経済研究所: 301-336.

武内進一. 2008.「アフリカの紛争と国際社会」『戦争と平和の間—紛争勃発後のアフリカと国際社会—』アジア経済研究所: 3-56.